

## 観光案内板広告掲載業務仕様書

### 1 業務名称

観光案内板広告掲載業務

### 2 業務目的

設置する観光案内板へ広告を掲載し、広告料収入の一部を大阪市(以下「甲」という。)へ納付するものである。

### 3 業務内容について

別紙1-2「広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務仕様書」のとおり

### 4 広告掲載期間について

設置後から令和7年3月31日まで

### 5 広告掲載枠について

(観光案内板広告掲載業務実施者(以下「乙」という。)決定後の記載とする)

### 6 広告掲載にあたって

観光案内板における広告掲載要領第5条及び第6条に基づき、申請を行い、可否決定通知を受けること。

### 7 契約料の支払について

#### (1) 契約料

(乙決定後の記載とする)

#### (2) 支払方法

納入通知書により支払うものとする。

#### (3) 支払時期

(乙決定後の記載とする)

### 8 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が発生した場合には、すみやかに甲と協議のうえ、その指示に従うこと。